

徳島県病院局管理規程第九号

徳島県病院局行政考査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月十九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局行政考査規程の一部を改正する規程

徳島県病院局行政考査規程（平成二十四年徳島県病院局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（考査の実施）

第三条 考査は、随時行う。

第五条第二項を削り、同条第三項中「関係課等の長」を「関係する課及び各県立病院の長（以下「関係課等の長」という。）」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条中「前条第三項」を「前条第二項」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県病院局行政考査規程の規定は、令和六年四月一日から適用する。